

社会福祉法人田島童園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田島童園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員会外部委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第10条の規定に準ずる額とする。但し、通勤費実費が規定による通勤手当額を下回る場合は、通勤費実費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第5条に準じた日とする。

- (2) 通勤手当については、毎月末日にて締め切り、翌月20日に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには切捨てとする。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成24年11月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成25年1月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

内容	報酬額	備考
常勤役員業務報酬	月額 25万円	所得税法による源泉徴収をする。

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

内容	報酬額	備考
評議員会への出席	1日 10,315円	所得税法による源泉徴収をする。交通費を含む。
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上	

(2) 理事

内容	報酬額	備考
理事会等会議への出席	1日 10,315円	所得税法による源泉徴収をする。交通費を含む。
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上	

(3) 監事

内容	報酬額	備考
監事監査等への出席	1日 10,315円	所得税法による源泉徴収をする。交通費を含む。
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上	

(4) 評議員選任・解任委員会委員（外部委員）

内容	報酬額	備考
委員会への出席	1日 10,315円	所得税法による源泉徴収をする。交通費を含む。
上記の他、法人業務のための出勤	同上	